内閣衆質一七一第二六七号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関す

る第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に

関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十年十二月二十六日内閣衆質一七〇第三五一号)一及び二についてでお答えしたと

おりである。

二について

お尋ね の「島根県の県民から、 十分な理解を得られている」かどうかについて一概にお答えすることは

困難であるが、 外務省としては、 竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、 問題の平和的解決を図る

上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努

めてまいりたい。

三及び四について

お尋ねの「島根県民が竹島問題に対する政府の取組に大きな不満を抱いている」かどうかについて一概

にお答えすることは困難であるが、 御指摘の 「前回答弁書」三についてでは、 「外務省としては、 竹島の

_

趣旨で、 努めてきているところであるが、「今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい」旨お答えするとの 要な施策を実施してきて」いる旨をお答えした上で、外務省としては、これまでも国民の理解を得るよう 領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必 「先の答弁書(平成二十一年三月十日内閣衆質一七一第一七〇号)一から三までについてでお答

えしたとおりである。」とお答えしたものである。